

(趣旨)

第 1 条 この告示は、東御市公共下水道条例施行規則（平成 16 年東御市規則第 90 号）第 29 条及び東御市生活排水施設条例施行規則（平成 16 年東御市規則第 91 号）第 14 条の規定により、市が設置する下水道の公共ますに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 下水道 東御市公共下水道、東御市特定環境保全公共下水道及び東御市生活排水施設条例（平成 16 年東御市条例第 154 号）第 2 条に規定する東御市生活排水施設の総称をいう。
- (2) 公共ます 排水設備からの汚水を下水道施設に取り入れるために設置するますをいう。
- (3) 排水設備 汚水を公共ますに流入させるための排水管その他の設備で、申請者が設置し、管理を行うものをいう。
- (4) 下水道施設 下水道の本管その他の施設で、市が管理を行うものをいう。
- (5) 申請者 公共ますの設置を申請する者をいう。
- (6) ポンプ等設備 排水設備を自然流下で公共ますに接続できない場合に設置するポンプ、ポンプ槽、制御盤、圧送管その他の設備の総称をいう。
- (7) 土地所有者 公共ますを設置する土地の所有者又は管理者をいう。

(公共ますの設置及び管理)

第 3 条 公共ますの設置及び管理は、市が行うものとする。

(設置箇所数)

第 4 条 公共ますの設置箇所数は、同一所有者の一筆又は複数筆で構成されている宅地につき 1 箇所とする。ただし、市長が必要があると認める場合は、この限りでない。

- 2 前項に規定する設置箇所数を超えて公共ますの設置を必要とする者は、公共ますの追加を希望することができる。

(負担)

第 5 条 前条第 1 項に規定する公共ますの設置に係る費用は、市の負担とする。

- 2 前条第 2 項に規定する公共ますの設置に係る費用は、申請者の負担とする。

(公共ますの設置位置)

第 6 条 公共ますは、官民境界から概ね 1 メートル以内の民地内に設置するものとする。ただし、公共ますの管理上、民地内に設置することができないと市長が認めるときは、官地内に設置することができる。

(公共ますの深さ)

第 7 条 公共ますの深さは、下水道施設に自然流下で接続できる深さを限度とする。

- 2 公共ますに排水設備が自然流下で接続できない場合は、ポンプ等設備を設置し、公共ますに接続するものとする。この場合において、ポンプ等設備の設置及び維持管理は、申請者が行うものとする。

(申請)

第 8 条 申請者は、公共ますの設置を希望するときは、公共ます設置申請書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する申請をするにあたり、公共樹設置箇所の土地所有者が申請者と異なる場合は、公共ます設置同意及び確約書（様式第 2 号）を申請書に添付しなければならない。

(審査)

第9条 市長は、前条第1項に規定する申請書の提出があった場合は、内容を審査し、その結果について公共ます設置決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(追加公共ます工事負担金)

第10条 市長は、第4条第2項に規定する公共ますの設置が完了したときは、申請者に追加公共ます工事負担金納入通知書により負担金の額を通知するものとする。

2 申請者は、市長が指定する期日までに前項の負担金を納入しなければならない。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、平成19年1月1日から施行し、同日以後の申請に係る公共ますの設置から適用する。

(東部町公共下水道事業公共ます設置要綱等の廃止)

2 次に掲げる告示(以下「旧告示」という。)は、平成18年12月31日限り、廃止する。

(1) 東部町公共下水道事業公共ます設置要綱(平成5年東部町告示第9号)

(2) 新規加入者下水道公共マス設置規程(平成12年北御牧村告示第36号)

(経過措置)

3 この告示の施行の日の前日までに、旧告示の規定に基づき申請のあった公共ますの設置については、なお従前の例による。

公共ます設置申請書

年 月 日

(申請先)
東御市長

申請者 住所

氏名 (印)
(電話)

下記のとおり公共ますを設置したいので、東御市下水道公共ます設置要綱第8条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

公共ます設置箇所	地番	地目	地積(m ²)	土地所有者氏名 (土地管理者氏名)
		東御市		
公共ますの設置	1 新規 2 追加			
下水道の種類	1 公共下水道 2 特定環境保全公共下水道 3 農業集落排水(処理区名:) 4 その他(処理区名:)			
下水道本管延長	1 不要 2 必要(L = m)			
宅地造成地内道路での 下水道管布設工事	1 有 2 無 宅地造成の場合に記入			
その他(特記事項)				

- 添付書類
- 1 案内図(住宅地図の写し等)
 - 2 公図の写し
 - 3 登記簿謄本の写し(地目が農地の場合は農地転用許可書の写しを添付)
 - 4 公共ますの設置位置及びます深等の分かる図面
 - 5 公共ます設置同意及び確約書(申請者と土地所有者(土地管理者)が異なる場合)

公共ます設置同意及び確約書

年 月 日

（提出先）
東御市長

土地所有者 住所
（土地管理者）

氏名 ⑩
（電話 ）

公共ます設置申請書に記載の私所有地（管理地）において、市が公共ますを設置することについて同意します。

なお、相続、売買又は公共ますが所有地（管理地）にあることに関し発生する問題等、土地所有者（土地管理者）として解決しなければならないことについては、私が責任をもって解決することを確約します。

公共ます設置決定通知書

第 号
年 月 日

申請者 様

東御市長 印

年 月 日付けで申請のありました公共ますの設置について、下記のとおり通知します。

記

決 定 区 分	1 設置する	2 設置しない
設 置 の 条 件 等		